

株式会社にじゅうさん 居宅介護支援事業所 につこにこ
介護予防支援事業所 につこにこ

重要事項説明書

令和7年 1月 1日現在

1. 支援事業者（法人）の概要

(1)事業者・事業所名称等

事業者名	株式会社にじゅうさん
所在地	名取市みどり台3丁目4番地の5
代表者名	代表取締役 阿部 崇子
事業所名	居宅介護支援事業所 につこにこ
所在地	名取市みどり台3丁目4番地の5
電話番号・FAX	TEL・FAX：022-209-3483
営業時間外・事業日外 緊急連絡先	TEL：090-9839-4406
管理者	阿部 崇子
介護保険指定番号	0470701293 号

(2)事業所の目的及び運営方針

【事業の目的】

要介護状態または要支援状態にあるご利用者様に適正な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

【運営方針】

ご利用者様の尊厳を大切に安心していただけるサービスを提供いたします。
その事業の運営に当たっては市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険事業所、特定相談支援事業者等との連携に努めます。

2. 事業所の職員体制

従事者の職種	定員数 (人)	実人数				備考
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	0	1	—	—	事業所の運営管理 主任介護支援専門員兼務
主任介護支援専門員	1	0	1	—	—	居宅サービス計画作成 管理者兼務
介護支援専門員	3	3	0	—	—	居宅サービス計画作成

3.事業所の実施地域

名取市	全域
岩沼市	全域
仙台市	太白区・若林区・青葉区一部

その他の地域は随時相談に応ずることとする。(6.費用 ②参照)

4.営業日及び営業(提供)時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
営業しない日	土曜日・日曜・祝日・12月31日～1月3日

5.提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

ア：居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

イ：要介護等認定の申請代行

ウ：給付管理業務

エ：介護支援専門員は、居宅介護支援サービスの提供に当たり、次の事項に努める。

- ① 要支援・要介護状態になった場合においても、ご利用様が可能な限りそのおいてその有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう配慮します。
- ② ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用様の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ ご利用者様の意思及び人格を尊重し、ご利用様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防計画を新規に作成した場合や居宅サービス計画の変更、要介護・要支援、更新認定要介護・要支援状態区分変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催します。ただし、ご利用様の心身の状況や感染予防等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合、感染拡大防止等やむを得ない理由がある場合には、ご利用者様の自宅以外での開催や電話、メール、テレビ電話、担当者に対する照会等で代行する場合があります。
- ⑤ サービス担当者会議は、ご利用様の状況を把握した介護支援専門員と居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス担当者が情報を共有することを目的とします。
- ⑥ 介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも要介護認定であれば1月に1回、要支援認定であれば3か月に1回訪問し、モニタリングの結果を記載します。要件を整えることで、電話やテレビ電話でのモニタリングで対応する場合があります。
- ⑦ 介護支援専門員は各自携帯電話を所有しており、24時間連絡体制の確保、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する対応を確保しています。
- ⑧ 介護支援専門員は、サービス担当者等から提供された服薬状況、口腔機能その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者様の同意の上、主治の医師等に提供いたします。
- ⑨ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合は、その計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。
- ⑩ 介護支援専門員は、要介護認定を受けているご利用様が必要と認められた場合には、地域包括支援センターにそのご利用様に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

- ⑪ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険事業所、特定相談支援事業所等との連携に努めます。
- ⑫ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定居宅介護支援の提供を行います。

6.費用

- ① 「5.提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法」に関する費用において要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。
- ② 「3.通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は地域を越えた所からその実費を徴収します。その際の自動車を使用した場合の交通費は、30円/キロメートルです。
- ③ お客様は契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(居宅介護支援利用円・利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合			
要介護 1・2	<u>1,086 単位</u>	要介護 3・4・5	<u>1,411 単位</u>
② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合			
要介護 1・2	<u>544 単位</u>	要介護 3・4・5	<u>704 単位</u>
③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合			
要介護 1・2	<u>326 単位</u>	要介護 3・4・5	<u>422 単位</u>
④ 加算を算定した場合			
特定事業所加算 (Ⅱ)	<u>1月につき 421 単位</u>		
初回加算	<u>1月につき 300 単位</u>		
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	<u>1月につき 250 単位</u>		
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	<u>1月につき 200 単位</u>		
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に 450 単位</u>		
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に 600 単位</u>		
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に 600 単位</u>		
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に 750 単位</u>		
退院・退所加算 (Ⅲ)	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に 900 単位</u>		
緊急時等居宅カンファレンス加算	<u>1 回につき 200 単位 (1 月 2 回を限度)</u>		
通院時連携加算	<u>1 月につき 1 回まで 50 単位</u>		
ターミナルケアマネジメント加算	<u>1 月につき 400 単位</u>		
⑤ 介護予防支援費 (Ⅱ)	<u>1 月につき 472 単位</u>		
初回加算	<u>1 月につき 300 単位</u>		

名取市の介護報酬の 1 単位あたりの単価は 10.00 円です

7. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所では、提供したサービスについてご利用者様、そのご家族、身元引受人又は後見人より苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

居宅介護支援事業所 につっここ 相談窓口責任者・解決責任者 阿部 崇子	ご利用時間	9:00～18:00
	お問合せ電話	022-209-3483
	面談場所	事業所内にあり
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	ご利用時間	9:00～16:00
	お問合せ電話	022-222-7700
名取市健康福祉部介護長寿課	ご利用時間	9:00～17:00
	お問合せ電話	022-724-7110
岩沼市介護福祉課	ご利用時間	8:30～17:15
	お問合せ電話	0223-24-3016
仙台市健康福祉局保険高齢部 介護事業支援課居宅サービス指導係	ご利用時間	9:00～17:00
	お問合せ電話	022-214-8192

8. 担当の介護支援専門員

あなた様を担当する介護支援専門員は_____ですが、
変更する場合は、事前に連絡を致します。

9. 業務上知り得た個人情報等については、守秘義務を厳守いたします。

サービス担当者会議、多職種連携、地域包括ケア会議等において、個人情報等を提供する場合は、情報提供同意書により同意を得てから提供致します。

10. 公正中立なケアマネジメントの確保と提供

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者様から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、及び当該事業所等の選定理由をケアプランに位置付けた理由を求めること等ができます。

11. 居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合

市町村又はご利用者様の家族等、主治医又は協力医療機関等への連絡を行うとともに速やかに必要な措置を行います。

12. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の業務が行われ、介護保険サービスが提供されたと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

13. 感染症の発生及び蔓延等に関する取り組み

アルコール消毒の実施、外部研修への参加等を実施します。
又、感染症予防対策として、お茶などの飲食の提供をお断りしております。

14. 利用者の権利擁護、身体拘束・虐待の防止に関する取り組み

高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を設置し、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。高齢者虐待防止のための指針を整備し、年1回以上の研修を実施します。

15.業務継続に向けた取り組みの強化

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 高齢者以外の対象者への支援に関する知識などに関する取り組み

家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識に関する事例検討会、研修等に参加します。

17.ご利用者様へのお願い

- ①医療機関との連携を促進する観点より、医療機関等へ入院する必要がある場合には、担当する介護支援専門員の氏名及び事業所連絡先を医療関係者の方へお伝えください。
- ②支援事業者が交付するサービス利用票サービス提供証明書等は、ご利用者様の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。
- ③事業所の職員に対しての暴言・暴力・誹謗中傷、ハラスメント行為、飲酒などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することがあります。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、
居宅介護支援の提供に当たりご利用者様に対して本書面に基づき重要事項を説明
しました。

令和____年____月____日

事業所	住 所 名取市みどり台3丁目4番地の5 事業者名 株式会社じゅうさん 代表者 阿部 崇子 事業所名 居宅介護支援事業所 にっこにこ 事業所番号 0470701293 号 管 理 者
説明者	職 名 _____ 氏 名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項
の説明を受けサービス提供開始の同意をしました。

令和____年____月____日

ご利用者様	住 所 _____ 氏 名 _____
代理人 (選任した場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 本人との関係 _____ 代行理由

個人情報に関する同意書

当事業所は、ご利用様が尊厳ある人生を送って頂けるよう居宅介護支援サービスの提供を実施しております。

この居宅介護支援サービス提供に当たりまして、的確且つ迅速に実施するためにも、ご利用様又はそのご家族様からの情報のご提供が必要となります。

以下に記載します当事業所におけるご利用様又はそのご家族様からご提供頂きます情報の利用目的をご理解の上、情報のご提供とその利用にご同意下さいますようお願い致します。

- 1.ケアプランの作成、介護サービス提供にかかる計画の作成、提供したサービス記及び事故状況等の記録への利用
- 2.居宅介護支援事業者等他の介護サービス事業者、地域包括支援センターとの連携
- 3.ご利用者様に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 4.事業所事務上の利用・・・介護給付の請求事務等
- 5.ご利用者様又はそのご家族様には、個人情報開示要請の権利を有し、当該情報の誤認がある場合には、訂正・削除を要請する権利があります。
- 6.個人情報に関する開示、訂正及び削除や個人情報の利用・提供の拒否に関する事項についてのお問い合わせは以下の通りと致します。

株式会社 にじゅうさん 居宅介護支援事業所 にっこにこ
住 所 : 名取市みどり台3丁目4番地の5
電 話・FAX : 022-209-3483
担 当 : 阿部 崇子 (管理者)

上記以外の目的（第三者提供等）で個人情報を利用する場合には、個別にご利用者様からの同意を得た上で利用いたします。

同意書

令和____年____月____日

【事業所】

住 所 名取市みどり台3丁目4番地の5

事業者名 株式会社にじゅうさん

事業所名 居宅介護支援事業所 にっこにこ

管 理 者 阿部 崇子

【ご利用者様】

住 所 _____

氏 名 _____

【ご家族様】

住 所 _____

氏 名 _____